

保育所等利用調整基準指数表

実施基準番号	類型	細目	状況	基準指数	
1	居宅外 労働	外勤	週5日以上勤務し、週40時間以上の就労を常態	20	
			週5日以上勤務し、週35時間以上の就労を常態	17	
			週4日以上勤務し、週30時間以上の就労を常態	14	
			週4日以上勤務し、週25時間以上の就労を常態	12	
			週3日以上勤務し、週20時間以上の就労を常態	10	
			週3日以上勤務し、週12時間以上の就労を常態	8	
	居宅外 自営	居宅外 自営	週5日以上勤務し、週40時間以上の就労を常態	20	
			週5日以上勤務し、週35時間以上の就労を常態	17	
			週4日以上勤務し、週30時間以上の就労を常態	14	
			週4日以上勤務し、週25時間以上の就労を常態	12	
			週3日以上勤務し、週20時間以上の就労を常態	10	
			週3日以上勤務し、週12時間以上の就労を常態	8	
2	居宅内 労働	居宅内 自営	週5日以上勤務し、週40時間以上の就労を常態	20	
			週5日以上勤務し、週35時間以上の就労を常態	17	
			週4日以上勤務し、週30時間以上の就労を常態	14	
			週4日以上勤務し、週25時間以上の就労を常態	12	
			週3日以上勤務し、週20時間以上の就労を常態	10	
			週3日以上勤務し、週12時間以上の就労を常態	8	
	内職	内職	週4日以上、日中週30時間以上の就労を常態	10	
			週3日以上、日中週12時間以上の就労を常態	8	
3	不存在	不存在	死別・離婚・行方不明・拘禁・未婚	25	
		別居	離婚を前提とした別居	20	
4	出産 疾病 障がい	出産	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合	15	
		入院	1か月以上の入院	25	
		居宅内 療養	居宅内 療養	常時病臥・感染症	25
				精神性の疾病で精神障害者保健福祉手帳3級程度以上	25
				精神性の疾病で上記以外の程度	18
				上記以外の疾病で安静を要する状態	18
上記以外の疾病で通院加療を要する状態	15				

		障がい	身体障害者手帳2級（内部・聴覚3級）以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、愛の手帳所持、要介護1以上	25
			身体障害者手帳3・4級、要支援	18
			身体障害者手帳5級以下	10
5	介 護	居宅外 介 護	週5日以上、日中週30時間以上の付添い・居宅外介護	21
			週4日以上、日中週20時間以上の付添い・居宅外介護	15
			週3日以上、日中週12時間以上の付添い・居宅外介護	10
	居宅内 介 護	重度心身障害者等の全介護（特別な介護及び医療行為等を要する又は著しい問題行動等のため常時目が離せず、日中全く保育にあたれない場合）	21	
		常時観察（知的障がい・精神性疾病・認知症等の見守りを含む。）と介護（食事・排せつ・入浴等）を必要とする場合	15	
		上記以外の場合	8	
6	災 害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合（発生から6か月以内とする。）	25	
7	その他	就学等	日中、学校等への就学又は通所のために保育に当たることができない場合	※①
		求 職	求職活動のため、日中外出を常態	5
		上記のほか、市長が明らかに保育を必要と認める場合		※②

備考

- 1 父母の保育に欠ける状況を提出された証明書等から確認し、本表及び次表調整指数表により保育所等利用調整基準指数を求める。（基準指数は父母それぞれ、どれかひとつしか当てはまりません）
- 2 ※①は、外勤の基準指数を準用する。
- 3 ※②は、実施基準番号1から7を準用する。
- 4 実施基準番号5の「居宅内外」は、児童からみた居宅内外を指す。
- 5 勤務時間については、育児時間等の取得により短時間の勤務となっている場合でも、就労証明書上の労働契約上の勤務時間に基づき保育所等利用調整基準指数を求める。
- 6 就学等における「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、国・東京都若しくは市町村が設置する職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設及び就労又は事業開始に必要な資格又は技能の習得のための専門学校とする。

調整指数表

番号	条 件	詳 細	調整 指数
1	ひとり親世帯で保育に当た	生活保護世帯	20
2	れる同居親族がいない又は	市民税非課税世帯	18
3	父母不存在の場合	上記以外の場合	15
4	ひとり親世帯で保育に当たれる同居親族がいる場合		10
5	生活保護世帯（ひとり親世帯を除く。）		13
6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		2
7	同居の親族（20歳以上65歳未満）が無職で、補完的に保育を行える場合（ひとり親世帯を除く）		-3
8	該当する実施基準番号に応じた理由により、保護者のいずれかが単身赴任又は別居している場合（離婚前提・家庭内暴力等による別居は除く。）		2
9	現に保育に欠けており、既に託児している者（一時保育は除く。）	市外からの転入（予定）者で、遠距離のため申込児が前住所地の認可保育所に通園が困難になった場合	2
10		申込児を認可外保育施設又は保育ママ、ベビーシッター等（東京都等に届出て運営している施設等に限る。）に有償で託児している場合（育児休業取得中及び求職活動中を除く。託児時間が就業時間等と連動している場合に限る。）	3
11		申込児が幼稚園に在園している場合	1
12		廃園・認可移行等の施設の状況の変更により、施設への継続通園が不可能になる場合（退園する月の翌月以降の入所について適用する。）	1
13	申込児が中程度以下の障がい（身体障害者手帳又は療育手帳を有していること）		3
14	申込児が兄弟姉妹と同じ保育所等を希望する場合		4
15	申込児が調整指数番号10に該当し、兄弟姉妹と同じ保育所等を希望する場合		1
16	入園の申込み時に利用者負担額等の滞納がある場合		-5
17	保護者が疾病・障がい（実施基準番号1、2、5、6又は7（求職を除く。）に適用する。）を有する場合	身体障害者手帳4級以上、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳所持者又は要介護認定（要支援を含む。）を受けている場合	4
18		東京都が指定する難病又は精神性の疾患である場合	4
19		身体障害者手帳5級以下所持者又は上記以外の疾患（通院加療中）があり、保育に著しく負担がかかる場合	2
20	実施基準番号1、2、5又は7（求職を除く。）がそれぞれ重複しており、就労・介護・就学・求職の時間が制限されている場合（実施基準番号1及び2は重複とみなさない。）		3
21	就労内定者（入園日の翌月初日までに就業開始の場合）		-1
22	就学中の者（実施基準番号7に該当する場合に適用する。）		-2
23	入所内定を辞退した者		-3

備考

- 1 上記以外に児童福祉の観点から特に緊急度が高いと判断した場合は、調整を行う。
- 2 番号1から16まで及び23は、世帯の選考基準指数を増減させる。
- 3 番号17から22までは、父母の選考基準指数を増減させる。
- 4 番号1から5までは重複しない。
- 5 番号9から11までは重複しない、原則育児休業中は適用しない。
- 6 調整指数は、事実を確認するために必要な書類が提出されない場合、適用しないこともある。
- 7 番号14、15については、兄弟姉妹が同時申込みする場合にも適用する。
- 8 番号9又は11に該当する場合で14に該当するときは、14を適用する。
- 9 番号10に該当する場合は、14を適用しない。

新年度入園の利用調整の順番

新年度入園においては、下記の(1)から(4)の順に利用調整を行います。

- (1) 狛江子どもの家に入所する児童が3歳児クラスで終了するにあたって、転園を希望する場合
- (2) 地域型保育事業(事業所内保育事業の従業員枠を除く。)を利用する児童が、保育の実施期間が終了するにあたって保育所等への転園を希望する場合
- (3) 別の保育所等に兄弟姉妹が入所している児童が当該保育所への転園を希望する場合
- (4) 上記(1)から(3)のいずれにも該当しない場合

同一指数世帯の優先順位

優先段階	条 件
第1段階	実施基準番号間の優先順位(3→4→1→5→2→6→7)
第2段階	兄弟姉妹が希望保育園に入園している世帯
第3段階	申込児を有償で託児している期間が長い世帯 (例:受託開始日と復職日を比べ、新しい日付を採用する)
第4段階	低所得世帯(市区町村民税額が低い世帯)

注意事項

- (1) 必要な書類が提出されない場合は、指数の決定及び選考に際して不利になることがあります。
- (2) 各種証明書等の内容に記載漏れ及び疑問な点がある場合は、児童育成課幼児教育・保育係から勤務先等に直接確認をとらせていただくことがあります。